

岩手県告示第130号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成21年岩手県告示第512号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成22年2月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 奥州市
- 2 実施した期間 平成21年7月15日から同年12月25日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（岩手・宮城内陸地震に伴う基準点改測作業）